



# うちなー健康経営宣言

第 228 号

令和 3 年 4 月 1 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

建設業の健康診断有所見率は県平均を上回っており、その改善は安心安全な労働環境の整備に大きく貢献するものである。また、弊社ミッションの実現や目標達成、世の中から必要とされる企業であり続けるためには、職員の健康維持・増進は必要不可欠である。

この「健康経営宣言」によって全役職員の意識を高め、健康維持増進活動に取り組むことで、労働災害の防止や自己の実現、地域発展の貢献へと繋げていく。

社員の健康なくして、安全なし！

社員の健康なくして、企業の繁栄なし！

企業の繁栄なくして、社員の幸福なし！

『社員の心と身体の健康が保たれば、

安全の保持、企業の発展につながる。

そして、社員の幸福につながる。』

株式会社屋部土建 代表取締役社長 津波 達也

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 朝の体操と健康観察を実施する。
5. 健康診断後の二次検査、再検査等受診を奨励する。
6. 産業医による健康診断結果の確認及び健康相談を実施する。
7. ITを活用して心と身体の健康自己管理を促進する。
8. 健康情報を社内発信し、健康への知識・意欲を高める。
9. 健診結果の社内傾向が見える化し、健康維持・改善の具体的な対策案を検討する。
10. インフルエンザ予防接種助成制度を継続実施する。